

日時：令和元年6月10日（月） 13：30～14：00

場所：市役所第4会議室

出席者：市長、副市長、理事、政策推進室長、総務部長、観光交流課長、政策推進室長補佐、総務課長補佐、秘書係長

取材者：岩手建設工業新聞、NHK、岩手めんこいテレビ、河北新報、朝日新聞、読売新聞、IBC 岩手放送、東海新報、テレビ岩手、岩手日報（敬称略、順不同）

## 市長挨拶

本日は、令和元年第2回市議会定例会が開催されるにあたり、その内容等をお話しさせていただきます。よろしくお願いいたします。

## 会見項目

### （1）令和元年第2回市議会定例会について

担当者）

会期につきましては、6月14日から6月27日までの14日間であります。

一般質問通告件名につきましては、13名の議員から通告を受けております。

提出案件であります。報告が5件、提出議案が29件であります。

報告第1号から報告第5号までは、平成30年度内に事業が完了できなかったことに伴う、繰越、及び事故繰越の報告であります。

次に、提出議案であります。

議案第1号は、一般会計補正予算、議案第2号は、市税条例等の一部改正、議案第3号は、国民健康保険条例の一部改正のそれぞれの専決処分であります。

議案第4号は、固定資産評価審査委員会の委員の欠員に伴う、委員の選任であります。

議案第5号は、気仙公民館建設工事、議案第6号は、只出・根岬漁港海岸災害復旧（陸開・水門）工事、議案第7号は、旧高田小学校解体工事のそれぞれの請負契約の締結であります。

議案第8号は、高田松原公園災害復旧その3工事、議案第9号は、市立高田小学校新築工事の変更工事請負契約の締結であります。

議案第10号から議案第14号までは、市民文化会館の新築に伴う備品購入、議案第15号は消防ポンプ自動車の購入に伴う財産の取得であります。

議案第16号は、陸前高田市情報公開条例の一部を改正する条例であります。行政

文書の開示に係る費用について、手数料を定めようとして提案するものであります。なお、詳細につきましてはこの後総務部長からご説明いたします。

議案第17号は、東日本大震災復興交付金基金条例、第18号は、介護保険条例、第19号は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例、第20号は、家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例、第21号は、市税条例等、第22号は、火災予防条例、第23号は、消防法等の事務に係る手数料条例であります。いずれも関係法令等の一部改正に伴う所要の改正であります。

議案第24号は、市立高田小学校の位置を変更しようとする条例改正であります。

議案第25号は、令和元年度陸前高田市一般会計補正予算第1号についてであります。今回の補正の内容ですが、復旧・復興関連事業費等を計上しているところであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億1,236万4千円を追加し、総額をそれぞれ739億3,336万円4千円とするものであります。

主な事業であります。SDGsの事業構想、計画策定を行う「SDGs推進事業」に4,000万円、緊急風しん追加対策事業に伴う「感染症予防事業」に1,000万円、消費税率引き上げによる緩和策として、低所得者及び子育て世代へプレミアム商品券の販売を行う「プレミアム付商品券事業」に3,600万円、新規起業家の建物内装工事に対する支援を行う「がんばる起業家育成支援事業」に1,000万円、区画整理事業の進捗に伴い、「高田地区土地区画整理事業」に1億1,600万円、今泉北地区の整備のため「復興整備事業」に1億1,700万円などを計上させていただいたところであります。

議案第26号から議案第29号までは、下水道事業特別会計から水道事業会計までの4つの特別会計などの補正予算でありますので、説明は割愛させていただきます。

担当者)

陸前高田市情報公開条例の改正につきまして、ご説明をいたします。

改正についてありますが、行政文書の開示に係る手数料を定めようとするものであります。次に改正内容ですが、条例を改正し手数料に係る条文を加え、文書もしくは、図面の閲覧または写しの交付に係る開示請求があった場合、その手数料を1件当たり300円を基本とし、当該金額に1面につき白黒の場合は10円、カラーの場合は50円を加えた額とするものであります。また、写真や音声データ等の電磁的記録として保管しているものの閲覧または当該電磁的記録をCD-R等に複製したものの交付に係る開示請求があった場合、その手数料を1件当たり300円とするものであります。

なお、条例改正にあわせて、規則を改正し手数料に加え、開示の実施に要する費用に相当する額として、白黒の行政文書を交付する場合は、1面につき10円を加えた額、カラーの行政文書を交付する場合は、1面につき50円を加えた額とするものであります。

ます。さらに、電磁的記録をCD-R等に複製したものを交付する場合は、手数料に加え1枚につき100円を加えた額とするものであります。

次に手数料の根拠であります。陸前高田市手数料条例に定める金額のうち、最も安価な額である300円を基本とし、当該金額に閲覧の手続きに係るコピー代の実費相当分として文書1枚につき、白黒の場合は10円、カラーの場合は50円を加えた額を手数料とするものであります。

次に負担額の比較であります。開示する行政文書がA4白黒の場合について、それぞれの枚数ごとの金額を示したものであり、表の上段が条例改正前の金額、下段が改正後の金額でありますのでお目通し願います。裏面をご覧願いたいと思います。開示件数等の推移を参考までに示してありますが、ご覧のとおり年々開示請求の件数と開示の手続きに要する文書の枚数が増加傾向にあり、結果といたしまして当該文書の抽出、また、そのコピー等に要する時間も増加しているところであります。

以上で陸前高田市情報公開条例の改正についての説明を終わります。

## **(2) スポーツ合宿誘致推進に係る夢アリーナたかたの使用料の減免について**

担当者)

スポーツ合宿誘致推進に係る夢アリーナたかたの使用料の減免について、市の交流人口の拡大と夢アリーナたかたの平日の利用者の増加を図るため、スポーツ合宿による夢アリーナたかたの施設使用料(冷暖房料除く)を全額減免しようとするものであります。

条件といたしましては、市内の宿泊施設に連続して2泊以上し、かつ延べ宿泊者数が20名以上であることが条件であります。令和元年7月1日から実施しようとするもので、小学生から大学生までを対象としたスポーツ合宿を誘致して交流人口の拡大と平日の利用者増加を図ろうとするものであります。

## **(3) 6月～8月の行事予定について**

担当者)

6月16日には「第4回川崎フロンターレにこここサッカー教室」、23日には「Bリーグ選手権(バスケットボール)チャリティクリニック」が夢アリーナたかたで行われます。

6月24日から27日まで、7月21日から25日までの2回、デルノーテ郡から来市されます。6月につきましては、教育行政学校関係者であります。7月につきましては、事業関係者がそれぞれ訪問されるということです。

6月29日「第3回シンガポール・陸前高田絆コンサート」ということで、サロンドロワイヤル社とゴールデンピーカン社がシンガポールからお招きしてコンサートを開催します。シンガポールにつきましては、オリパラの「復興ありがとうホストタウン」ということで、これを進めることとしておりますが、最初に民間の会社の方々の主催で市も全面的に協力しながら絆を深めていきたいということです。

7月7日は令和元年度陸前高田市水防演習が行われます。

12日には、昨年開設しました大野海岸で、広田海水浴場海開きが行われる予定です。

14日は「ソフトバンク東北絆CUP2019（バスケットボール）」ですがソフトバンク社が主催です。詳細については情報が入っておりませんが、後ほどお示しいたします。

27日から28日の「未来（あした）への道1000km横断リレー2019」ですが、青森から東京まで1000kmの縦断リレー2019ということで、陸前高田市に到着するのは27日夕方、出発が28日となっております。

27日は「チャオチャオ陸前高田道中おどり」です。

28日は「三陸防災復興プロジェクト2019」の「さんりく絆スポーツフェスタ」で、子どもを対象としたスポーツフェスタが夢アリーナたかたで開催されます。

8月7日は、「うごく七夕まつり」と「気仙町けんか七夕まつり」が行われます。同日に「三陸防災復興プロジェクト2019クロージングセレモニー」が村上弘明さんと坂本龍一さんをお招きして夢アリーナたかたで行われます。

25日には「第8回ツール・ド・三陸～サイクリングチャレンジ2019～inりくぜんたかた・おおふなと」が開催されます。

各イベントの詳細につきましては、資料もしくは担当課に内容をご確認いただければと思います。後ほど担当課からマスコミの方々に情報提供がありますのでよろしく願いいたします。

## 【質疑】

質問)

消費税増税に伴う低所得者等への負担軽減策は市独自に設けるものでしょうか。

副市長)

国の制度に基づくものです。

質問)

低所得者というと、陸前高田市の場合どのような方が対象となりますか。

副市長)

国から指定があると思いますが、非課税世帯、子どものいる家庭等です。

質問)

消費税10%への引き上げは確実かと思いますが、被災地である陸前高田市にとって10%への引き上げというのはどのように考えていますか。

市長)

市民の皆様からは、10%への増税は厳しいという意見もありますが、一方で、増税分を保育料の無償化の財源に充てるということもありますので、そこを期待されている方々もいらっしゃいます。当初、国の財政を立て直すための増税、との事だったので、先延ばしにすると財政問題も先延ばしになってしまうことを懸念しています。市としても、増税後の市民の皆様の生活ぶり等は収集していかないといけないと考えています。

質問)

市情報公開条例の改正について、具体的に最多でどのくらいの請求があったのでしょうか。

担当者)

平成30年度で8,898枚という数字になっております。その中で1名の方が1件で約6,000枚の情報公開の請求をされたのが最多です。

参考までに、全庁的にどのくらいの時間を要したか調査したところ、31の所属が関わり、職員数延べ113人、時間数約900時間を要するという請求がありました。

質問)

手数料ということで、市民に対して説明が必要になってくるのではないのでしょうか。

市長)

通常、我々が持っている情報は積極的に一般市民の方々に出していきませんが、情報公開条例に基づくものというのは特殊な例が多いため、今回の改正によりすべての市民の皆様には負担を求めたり、ご迷惑をお掛けするものではないと考えています。

閲覧希望の場合、500枚でも1,000枚でも0円となっていますが、資料をそのまま見せる訳ではなく、黒塗りにしなければならないところもあるため、いったんコピーすることになります。お渡しするのに10円かかるのも、見せるためにコピーするのも同じ、という感覚です。決して、情報公開を狭めていこう、ということではありません。

市手数料条例の中で一番安い300円を基本とし、そこに実費相当額を頂くということでもありますから、市民の皆様にも理解をしていただけたらと思っております。

## その他

質問)

陸前高田市で名前の刻まれた慰霊碑を建立する予定はありますか。

市長)

そういう議論はされてきています。基本的には実施する方向になると思いますが、私も遺族の1人として複雑な思いというものもあり、そこに名前を出すのがいいことなのか、悪いことなのかというのは、それぞれのご遺族の皆様が思うところだと思います。それぞれのお墓があったりするわけですから、そこにあえて自分の家族の名前をのせることについてのご意見というのは様々あると思います。

基本的には建立する方向で進んでいますが、その際には、遺族の皆様にはしっかり確認をしながら行いたいと思います。

以上